

建設業法に基づく技術者配置の金額要件の引き上げに伴う取扱いについて

1 技術者配置の金額要件の変更

		現行	変更後
(1)	監理技術者の配置が必要な金額	下請契約請負代金額下限 3,000万円 (建築一式 4,500万円)	下請契約請負代金額下限 4,000万円 (建築一式 6,000万円)
(2)	主任技術者または監理技術者の専任配置が必要な金額	請負代金額下限 2,500万円 (建築一式 5,000万円)	請負代金額下限 3,500万円 (建築一式 7,000万円)

2 実施時期

- (1) 上記1 (1) 監理技術者の配置が必要な金額の実施時期
平成28年6月1日から適用する。
- (2) 上記1 (2) 主任技術者または監理技術者の専任配置が必要な金額の実施時期
建設工事の適正な施工の確保や入札契約手続きの公平性の確保の観点から、現に発注している契約の内容に基づき施工することが望ましいと考えられるため、平成28年6月1日以降に発注（公告）する案件から適用する。

※技術者配置の金額要件にかかる取扱いに伴う関係規程の改正については、「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル」及び「入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱要領」をご覧ください。